

「今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）」旅行事業者用募集要綱（旅行事業者用）

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「感染症」という。）により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、静岡県を目的地とする旅行商品及び宿泊商品に補助金を交付する。又旅行期間中（宿泊旅行の場合は宿泊日から起算して8日間、日帰り旅行の場合は旅行日から起算して8日間）に「今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）」（以下「本事業」という。）の地域クーポン参加店（以下「参加店」という。）で利用できる地域限定クーポン（以下「地域クーポン」という。）を交付する。

2 事業概要

（1）事業名称

今こそ しずおか 元気旅（全国旅行支援）

（2）宿泊補助・地域クーポンの発行対象となる旅行商品又は宿泊商品

本事業の対象となる旅行商品及び宿泊商品

（3）実施期間

2023年1月10日（火）から2023年6月30日（金）まで

ア 2023年4月29日宿泊分～5月7日宿泊分を除く

イ 地域クーポンの利用期限は、2023年7月7日（金）23：59までとする。

ウ 実施期間中でも事業予算額に達した場合は終了とする。

（4）事務局

本事業に係る手続きは、「しずおか 元気旅 事務局」（以下「事務局」という。）が行うものとする。ただし、本事業の参加登録申請受付、審査及び補助金の配布は事務局が業務を委託する全国旅行支援統一窓口（以下「統一窓口」という。）が行うものとする。

（5）旅行代金・宿泊代金の補助及び地域クーポン交付対象者

本事業の対象旅行商品及び宿泊商品の利用者とする。なお、詳細については、事務局ホームページを参照すること。（URL：<https://www.shizuokagenkitabi.jp/business/>）

（6）旅行代金・宿泊代金の補助及びクーポン交付額

補助及びクーポン交付額については次表のとおりとする。

ア 平日における補助及び交付額

1人1泊あたりの旅行代金 （日帰りの場合は1人あたり）	旅行代金の補助率	クーポン交付額
3,000円以上	20%	2,000円
3,000円未満	割引なし	配布なし

イ 休日における補助及び交付額

1人1泊あたりの旅行代金) (日帰りの場合は1人あたり)	旅行代金の補助率	クーポン交付額
2,000円以上	20%	1,000円
2,000円未満	割引なし	配布なし

但し、ア・イ共に旅行代金補助の上限額は下記の通りとする。

(ア) 旅行者の移動のための交通を含む宿泊商品

1人1泊あたり上限5,000円

(イ) それ以外の商品（交通を含まない宿泊商品、日帰り商品）

1人1泊/日あたり上限3,000円

(7) 平日と休日の定義は次のとおりとする。

ア 宿泊旅行の場合

宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合は、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱う。

イ 日帰り旅行の場合

日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱う。

(8) 日帰り旅行商品

日帰り旅行は次のA群とB群をそれぞれ一つ以上組み合わせた旅行商品とする。

なお詳細は、統一窓口が発行する旅行事業者用取扱マニュアルを参照すること。

ア A群

航空、鉄道、船舶、タクシー、バスなど旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている往復の運送サービス。複数の運送サービスの組み合わせも可能。

イ B群

食事・飲み物、ゴルフ、現地レンタカー、日帰り温泉券、スキーリフト券など旅行目的地での消費に寄与する現地アクティビティー等の運送・宿泊以外の旅行サービス

(9) 既存予約の取り扱いについて

静岡県が定める全国旅行支援対象商品販売開始日（2023年3月24日）以降に予約がなされた対象旅行商品が補助の対象となります。ただし、例外として受注型企画旅行については確定書面（※）の交付日が全国旅行支援対象商品販売開始日（2023年3月24日）以降であって、旅行の実施日が静岡県の定める対象期間内（2023年4月1日～2023年6月30日）であれば補助対象となります。

なお、オンライントラベルエージェント等で全国旅行支援販売開始日より前に予約がなされていたが、全国旅行支援対象商品販売開始日以降に、全国旅行支援の補助適用となるクーポン等を付与したとしても補助の対象外となります。

※本事業で定める確定書面とは、標準旅行業約款第10条に定める「利用予定の宿泊

機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称に加え、最終人員（大人・子供・無料幼児の区分含む）、旅行期間、確定書面手交日が記載された書面と規定します。
最終旅程表に、上記項目が記載された書面等でご準備をお願いいたします。

3 地域クーポン

(1) 名称

今こそ しずおか 元気旅 ふじのくに地域クーポン

(2) 導入システム

region PAY (※) のアプリケーションを活用し、旅行期間中に静岡県内の参加店でのみ利用できる決済ポイントを交付する。

※各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを交付・使用するために開発された決済用アプリケーション

4 参加要件

本事業に基づき事業に参加する旅行事業者は、次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている旅行会社又はOTAに該当するもの。ただし旅行サービス手配業は除く。
- (2) 統一窓口が発行する各種旅行事業者向けマニュアル及び、静岡県事務局が発行する旅行事業者向けマニュアルに規定する関係書類を印字・出力できる機材を準備し、利用者に対して、署名の収受等の所定手続きを行うことができること。
- (3) 自己又は法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、次のいずれにも該当する者ではないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (4) 上記イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

5 責務

- (1) 旅行事業者が関与する行為を通じて、旅行事業者又は利用者が不正に利益を得た疑いがあると事務局又は統一窓口が認めた場合は、調査が完了するまでの間、当該旅行事業者における本事業の補助金の適用及び補助金の精算等を停止する。
- (2) 旅行事業者が関与する行為を通じて、旅行事業者又は利用者が不正に利益を得た場合、当該旅行事業者は、本事業での不正に伴い得た利益について一切の責任を負い、事務局及び統一窓口が指定する期日迄に当該金額を事務局又は統一窓口へ返還することとする。また事務局及び統一窓口は、当該旅行事業者名等を公表し、不正等の内容について被害届を所轄警察署に提出する。
- (3) 旅行事業者が本規約に違反する行為、その他本事業の利用における不適切な行為に起因して、静岡県及び事務局又は第三者に直接的又は間接的に損害（合理的な弁護士費用を含みます）を生じさせた場合、当該旅行事業者は損害を受けた協議会及び事務局又は第三者の請求に従い、これを賠償しなければならない。
- (4) 旅行事業者は、事務局の要請に基づく本事業への参加登録停止中及び登録取消等の後においても、静岡県及び事務局又は第三者に対する本規約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含むが、これに限らない。）を免れるものではない。
- (5) 事務局又は統一窓口は、本規約に定める禁止行為等に該当あるいは遵守事項を逸脱する旅行事業者が存在すると認識した場合、若しくは禁止行為等に該当あるいは遵守事項を逸脱するおそれがあると判断した場合、その他事務局又は統一窓口が必要と認める場合において、当該旅行事業者に対し、禁止行為等の中止および遵守事項を満たすよう求めることがあり、当該旅行事業者は、事務局又は統一窓口が定める期間内に当該要求に応じるものとする。また事務局又は統一窓口は、当該旅行事業者名等を公表し、不正等の内容について被害届を所轄警察署に提出する。
- (6) 事務局又は統一窓口は、本規約の定めに基づき事務局又は統一窓口が行った措置により当該旅行事業者に生じた不利益や損害について一切の責任を負わないものとする。
- (7) 地域クーポンの発行不備等、旅行事業者の故意・過失によるものはもちろん、発行を委託するクーポン発行事業者（以下「発行事業者」という。）において適切に地域クーポンが発行されない等地域クーポンの使用が不可能となった場合、当該旅行事業者は利用者が生じた直接的な損害について、事務局及び統一窓口は一切の責任を負わないものとし、当該旅行事業者の責任と費用において解決するものとし、また、地域クーポンの発行並びに旅行者の署名を求める「参加同意書兼受領確認書」の提出がなされない場合には、旅行（宿泊）の補助金の申請も適用外と

なり、既に支払い済みの場合は、返還対象とする。

- (8) 旅行事業者又は発行を委託した宿泊事業者が発行した地域クーポンの紛失や誤配布等により、本来流通すべきではない地域クーポンの使用が確認された場合、当該旅行事業者は、宿泊事業者等に重大な瑕疵がない限り、その管理責任において当該使用額を補填する責を負うこととする。
- (9) 旅行当日又は旅行出発前に「ワクチン・検査パッケージ」で定める適用条件にそぐわない等の事由で、利用者と旅行会社との間にて取消料やプラン変更等に伴う旅行代金等の変更等が生じた場合、又は旅行参加が出来なかった等の事象が発生した場合において、事務局及び統一窓口は取消料および差額代金等の負担を始めとする一切の責任を負わないものとし、当該旅行事業者の責任と費用において解決するものとする。
- (10) 旅行事業者は次に定める行政からの協力要請等に従うことに同意することとする。
 - ア 営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと。
 - イ 静岡県及び事務局が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
 - ウ 登録の際に提供した情報及び本事業の参加登録施設となった旨を、静岡県に提供すること。

6 登録申請手順・日帰り旅行実施準備

- (1) 統一窓口にて旅行事業者としての登録を行い、事業者マイページ（以下「マイページ」という。）より静岡県の取扱要領、規約、感染対策、同意書を確認し、静岡県への販売予定計画（販売希望）を申請。
- (2) 静岡県への販売計画を予定している旅行事業者は、事務局の静岡県への販売承認手続き後、静岡県の要綱、規約を再度、十分確認したうえで、販売を開始すること。なお、静岡県への日帰り旅行を計画している旅行事業者は、別途、静岡県の地域クーポンの発行に必要な regionPAY のシステムへの発行事業者として登録すること。
静岡県事業者ホームページ（URL: <https://www.shizuokagenkitabi.jp/business/>）より登録、
- (3) 静岡県への日帰り旅行を実施する旅行事業者は、10 日前までに regionPAY の事業者登録を行い、必ず出発前に regionPAY の地域クーポンを発行し、旅行当日、旅行者へ手交し、参加同意書兼受領確認書に旅行者の署名を取得すること。
- (4) 日帰り旅行のみ、統一事務局への補助金申請とは別に、参加同意書兼受領確認書等、事務局への書類の提出を必要とする。

7 補助金予算枠

(1) 予算枠割当額

- ア 補助金予算枠（以下「予算枠」という。）を各社単独で割り当てる旅行事業者と複数社で割り当てる旅行事業者がある。
- イ 具体的な予算枠は、マイページの「販売計画」の登録内容を審査し、静岡県と事務局が協議の上、予算枠割当額を決定し、マイページにて通知する。
- ウ 統一窓口へ提出する登録申請書類を審査した結果、参加旅行事業者の指定を行わない場合には、マイページより通知する。

(2) 予算枠割当額の変更

- ア 予算枠決定通知後に、参加事業者事業者が予算枠割当額（以下「割当額」という。）の変更をしようとする場合は、マイページより「販売状況」を登録する。
- イ マイページの「販売状況」の登録内容を審査の上、割当額に変更が生じるときはマイページにて通知する。
- ウ 参加旅行事業者の本事業の進捗状況を確認のうえ、割当額の増減額をマイページにて通知する。
- エ 登録申請決定通知後に、参加旅行事業者が参加取消しを希望する場合は、登録取消申請を統一窓口へ提出することとする。

※なお、マイページにて申請ができない事業者は、下記に問い合わせすること。

統一窓口 旅行事業者用お問い合わせ窓口

TEL：03-6635-3655（受付時間：10：00～17：00）

休業日：土・日・祝日・年末年始 2022年12月30日～2023年1月3日

8 月次報告及び実績報告

(1) 月次報告

- ア 割当額の決定を受けた参加旅行事業者は、本事業が完了するまでの期間、
 - ・各月1日～15日までの実績について各月末日まで
 - ・各月16日～末日までの実績について翌月15日まで各月2回、次の書類を統一窓口へ提出すること。なお、販売実績がない場合は提出は不要。

※月1回で報告を行いたい旅行事業者は、月末締め、翌月15日までに提出での月1回申請が可能。

(ア) 補助金申請書（統一様式2号）

(イ) 実績内訳シート（統一様式1号）

(ウ) 上記（ア）（イ）に掲げる書類のほか、必要な書類として求めるもの

- イ 統一窓口は、旅行事業者から補助金の申請があった場合は、申請内容を審査の上、申請内容が適正であることを確認したうえで、当該旅行事業者の指定口座

に補助金を振り込む。

(2) 完了報告

ア 割当額の決定を受けた参加旅行事業者は、本事業が完了したときは、完了報告書等を別途定める期日までに統一窓口へ提出すること。(本事業終了前に参加取消しを希望する場合を含む)

イ 完了報告は次の書類を統一窓口へ提出すること。

(ア) 完了報告書(統一様式8号)

(イ) その他必要と認めるもの

※上記(ア)(イ)とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがある。

9 精算・換金手続

(1) 旅行代金の販売補助金の精算は、補助金申請マニュアル記載の運用ルールに則って、精算、補助金の申請を行うものとする。できる限り、適切且つ正確な運用、申請を行っている旅行事業者に早期支払いを優先して、補助金の支払いを行うものとする。

(2) 事務局では、地域クーポンの発行にあたる、regionPAYの発行実績、並びに旅行者に手交した証拠となる参加同意書兼受領確認書の旅行者署名のある書類の2点を確認できない場合は、既に補助金を支払い済であっても、補助金の返還請求をさせていただきます場合がある。

(3) 日帰り旅行においては、旅行事業者がregionPAYの地域クーポンの発行並びに、旅行者の参加同意書兼受領確認書を受領することとする。受領確認書や日程表等、書類の提出の確認と共に、日帰り旅行の適用ルールであるA群、B群等の利用実績の書類提出を求める場合がある。

(4) 日帰り旅行において、regionPAYの発行実績に応じて、1名につき@70円(税込)のregionPAY発行手数料を本事業終了時に補助実績に応じて、支払うものとする。

(5) 振込については、事務局による審査・承認を経て統一窓口へ登録した指定口座への振込を実施する。

10 不正利用等

本事業においては、一切の不正な行為は許されない。万一、次の不正利用が判明した場合、登録事業者からの取消および法的措置の対象とする。

(1) 偽って対象施設として登録すること。

(2) 旅行代金の補助及び地域クーポンの不正利用(自己取引・架空取引等)を行うこと。

(3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為

(4) その他、静岡県または事務局及び統一窓口が不相当と判断した行為

11 その他

- (1) 旅行代金の補助、地域クーポンの発行方法や利用方法等の詳細は、旅行事業者用のマニュアルを別途定める。
- (2) この要綱に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、静岡県と事務局が協議の上、その対応を決定する。
- (3) 事務局は登録事業者の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）について、本事業で広報を行う。
- (4) 国や静岡県の方針等により、内容が変更される場合がある。
- (5) 静岡県及び事務局は参加申請の際に取得した個人情報について、次の目的以外には使用しない。
 - ア 本事業に関すること
 - イ 今後、静岡県が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討または実施する場合の情報提供
 - ウ 静岡県が実施する観光事業の案内

12 問い合わせ先

「統一窓口 旅行事業者用お問い合わせ窓口」

- ① 基本ルール・ツアー造成に関して
電話：03-6635-3669
 - ② 事業者登録・補助金管理／精算関連対応に関して
電話：03-6635-3655
- ①、②共通 受付時間： 10：00～17：00（月～金曜日）
休日： 土・日・祝日・年末年始 2022年12月30日～2023年1月3日

「今こそ しずおか 元気旅」コールセンター

地域クーポン（regionPAY）、日帰り旅行の申請書類に関してのみ

電話：0570-666-867（ナビダイヤル）

営業時間： 10：00～19：00

※対応時間外は、テープによる案内

附則

この要綱は、2022年12月23日から施行する。

附則1

この要綱は、2023年3月23日から一部改正・施行する。